

育児休業中における在園児の保育の継続利用について

地域総合サービスセンター

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」といいます。)の施行に伴い、第2子以降の出産に伴う在園児への育児休業中の保育の継続利用についてお知らせいたします。

育児休業中の保育の継続は、保護者の申出(育児休業中における保育実施の継続申立書の提出)により、国の通知(「育児休業に伴う入所の取扱いについて」)の事由に該当するか否かを各施設長が判断し、保育の必要が認められた場合に継続して在園とさせていただいております。

平成27年4月から施行された新制度の中で、一定の条件の下で保育が必要と認められる事由として「育児休業」が規定されたことから、平成27年度より市が保護者からの申請を受け、保育の継続利用の可否を決定します。

なお、育児休業中における国の対応方針については以下のとおりです。

- (1)次年度に小学校入学を控えている場合など、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合
- (2)保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないとと思われる場合

平成27年度の育児休業中における在園児の保育の継続利用について

育児休業中における在園児の保育の継続利用の可否の決定は、保護者からの申請に基づき、市が行います。

育児休業中における在園児の保育の継続事由は以下のとおりです。

平成27年4月1日以降の出産により育児休業を取得する場合

(1)対象児童の年齢(クラス年齢) 3歳児・4歳児・5歳児につきましては継続が可能です。

⇒「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」を提出してください。

(2)保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないとと思われる場合

⇒「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」を提出してください。

1. 出生児の疾病(厚生労働省の小児慢性特定疾病の対象疾患)⇒医師からの診断書を提出(添付)してください。
2. 出産した母親の疾病、障害⇒医師からの診断書を提出(添付)してください。
3. 多児出産(双子以上)⇒母子手帳の写しを提出してください。

※(2)の1～3のいずれかの事由に該当し、保育の継続利用が認められた場合には、0歳～2歳児(クラス年齢)の在園児も継続が可能です。